

JASPAR

幹事会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、幹事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 幹事会の構成員は、会員規程第3条に定める幹事会員の役員もしくは従業員の中から、理事会が選任する。

3 幹事会は、互選によって代表を定め、幹事会を主宰せしめる。

(開催)

第3条 幹事会は、通常幹事会および臨時幹事会の2種とする。

2 通常幹事会は、毎月1回開催する。

3 臨時幹事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めた時

(2) 代表以外の幹事会構成員から会議の目的を示して招集の請求があり、代表がそれを認めた時

(定足数)

第4条 幹事会はすべての構成員の出席がなければ開催することができない。

2 前項にかかわらず、構成員の代わりに当該構成員の所属する法人の役員もしくは従業員が代理人として出席した場合には、開催することができる。

3 前項の場合、当該代理人は決議に参加できる。

(決議の方法)

第5条 幹事会の議事は、幹事会構成員全員(代理人が出席した場合には、当該代理人を含む)の賛成がなければこれを決することができない。

(権限)

第6条 幹事会は、組織規程第11条第4項に定められた事項を審議し、決定する。

2 前項の審議の結果については、理事会、運営委員会の要請に基づき、または幹事会が必要と認めた場合、理事会、運営委員会にこれを報告する。

(議事録)

第7条 幹事会は審議結果を記録した議事録を作成し、保管する。

(施行)

第8条 本規程は2021年1月1日から施行する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。